

入札告示の訂正（※）

札幌市告示第3731号

令和7年8月29日付札幌市告示第3649号の一部を下記のとおり改める。

令和7年9月5日

札幌市長 秋元 克広



記

仕様書及び入札説明書様式の内容を以下のとおり訂正する。

- 「4 機器構成及び数量（1）札幌市教育委員会用スイッチングハブ本体：2台」の同等品条件（エ）を削除するとともに、以降の項番を繰り上げ。

- 「4 機器構成及び数量（1）札幌市教育委員会用スイッチングハブ本体：2台」の同等品条件を変更。

<訂正前>

（ネ）スイッチ間を冗長化するためのケーブルを2式有すること。

<訂正後>

（ヌ）スイッチ間を冗長化するための50cm 以上のケーブルを2式有すること。

- 「4 機器構成及び数量（2）教育ネットワークセンター用スイッチングハブ本体：2台」の同等品条件を変更。

<訂正前>

（ニ）スイッチ間を冗長化するためのケーブルを2式有すること。

（ヌ）10G用のSFPネットワークモジュールを2式有すること。

（ネ）10GのSFPモジュール（SR）を10式有すること。

（ノ）10GのSFPモジュール（LR）を2式有すること。

<訂正後>

（ニ）スイッチ間を冗長化するための50cm 以上のケーブルを2式有すること。

（ヌ）10GBaseのSFPネットワークモジュールを2式有すること。

(ネ) 10GBase のSFP モジュール (SR) を10 式有すること。

(ノ) 10GBase のSFP モジュール (LR) を2 式有すること。

4 「6 その他留意事項」の(5) 及び(7) 並びに図1 を削除するとともに、以降の項番を繰り上げ。

5 「入札説明書 様式4 規格構成一覧」中、「(1) 札幌市教育委員会用スイッチングハブ本体」の(エ) を削除するとともに、以降の項番を繰り上げ。

6 「入札説明書 様式4 規格構成一覧」中、「(1) 札幌市教育委員会用スイッチングハブ本体」の規格要件を変更。

<訂正前>

(ネ) スイッチ間を冗長化するためのケーブルを2 式有すること。

<訂正後>

(ヌ) スイッチ間を冗長化するための**50cm** 以上のケーブルを2 式有すること。

7 「入札説明書 様式4 規格構成一覧」中、「(2) 教育ネットワークセンター用スイッチングハブ本体」の規格要件を変更。

<訂正前>

(ニ) スイッチ間を冗長化するためのケーブルを2 式有すること。

(ヌ) 10G 用のSFP ネットワークモジュールを2 式有すること。

(ネ) 10G のSFP モジュール (SR) を10 式有すること。

(ノ) 10G のSFP モジュール (LR) を2 式有すること。

<訂正後>

(ニ) スイッチ間を冗長化するための**50cm** 以上のケーブルを2 式有すること。

(ヌ) 10GBase のSFP ネットワークモジュールを2 式有すること。

(ネ) 10GBase のSFP モジュール (SR) を10 式有すること。

(ノ) 10GBase のSFP モジュール (LR) を2 式有すること。